

社会福祉法人 遊生会

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

1) 身体拘束等廃止に関する理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

- ・利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。
- ・このことから、以下 3 つの要素の全てを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

① 切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3) 当法人における考え方

a. 身体拘束の原則禁止

- ・当施設においては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止します。

b. やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は『身体的拘束適正化検討委員会』を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。
- ・身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

c. 日常のケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保をする場合、『身体的拘束適正化委員会』において検討します
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます

2. 『身体的拘束適正化委員会』その他施設内の組織に関する事項

当法人施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた『身体的拘束適正化委員会』を設置します。ただし、この委員会の中で虐待防止に関する対策等についても扱うことや事故防止委員会及び感染症対策委員会との一体的な運用も可能とします。

また、委員会の名称については、上記『身体的拘束適正化委員会』は例示であり、これに限定されるものではありません。

① 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員への指導

② 『身体的拘束適正化委員会』の構成員

- ・施設長
- ・生活相談員
- ・介護支援専門員
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・その他委員会の設置趣旨に照らして必要と認められるもの

※この委員会の責任者（委員長）は施設長とし、参加可能な委員で構成する。

※グループホームにおける当該委員会の構成員は、管理者、計画作成担当者及び介護職員とします。

③ 『身体的拘束適正化委員会』の開催

- ・定期的に3か月に1回以上の開催を必須とし、その他必要の都度、開催します。
- ・例外として利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合等）では、緊急性と生命保持の観点から多職種共同での委員会を開催できない場合があります。その際は、可能な範囲で複数意見を収集及び確認し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録します。その後、速やかに委員会を開催し、委員会の承認を得ます。承認を得られない場合は、速やかにその処置を解除します。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・介護に関わる全ての従業員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施します。
- ・定期的に年2回以上実施します。
- ・新規採用時には、必ず本研修を実施します。
- ・本研修の実施内容については記録をし、保存することとします。

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本指針

- ・身体的拘束等を行う場合には、次章（5. 身体的拘束等発生時の対応）の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと
- ・施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。当該報告を受けた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告を行うこと。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本指針

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① カンファレンスの実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、『身体的拘束適正化委員会』を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に
①切迫性 ②非代替性 ③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

- ・要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組みや改善の検討会を早急に行い、実施に努めます。

② 利用者本人や家族に対しての説明

- ・**様式 1**をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努めます。
- ・また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し、身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

- ・法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、**様式 2**を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。
- また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④ 拘束の解除

- ・③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。
- なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し、必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族（身元引受人等）に連絡し、経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。

- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

6. 身体拘束を必要としないための各職種の役割

身体拘束を必要としない取り組みとして、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たす役割に責任を持って対応します。

(委員長)

- ・身体的拘束適性化、虐待防止及び身体拘束廃止に関する取り組みの総括管理
(介護支援専門員・生活相談員) ※グループホームは計画作成担当者
- ・身体的拘束適正化に向けた職員教育 ・家族等への連絡調整
- ・家族の意向に沿ったケアの確立 ・施設のハード、ソフト面の改善
- ・記録の整備

(看護職員)

- ・下記(介護職員)記載事項 ・医師との連携 ・重度化する利用者の状態把握

(介護職員)

- ・身体拘束がもたらす弊害とその弊害に対する正確な認識
- ・利用者の尊厳に対する理解 ・利用者の疾病、障害等による行動特性への理解
- ・利用者個々の心身の状態の把握と基本的ケアの実施
- ・利用者との十分なコミュニケーション ・正確かつ詳細な記録

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

- ・本指針は書面として備えおき、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。
- ・本指針は、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。

(附 則)

平成 30 年 4 月 1 日 施行